

## 資料6. 日本の環境アセスメント法

## 1. 我が国における環境影響評価の経緯

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものである。

我が国においては、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対し「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容及び程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて「所要の措置」を取るよう指導することとし、これにより本格的な環境影響評価に関する取組みが始まった。

その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとされた。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法（48年制定、53年に瀬戸内海環境保全特別措置法と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。さらに、自然環境保全基本方針（48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示された。また、発電所の立地（52年、通産省省議決定）、整備5新幹線（54年、運輸省通達）等、行政指導等の形でも環境影響評価が行われることとなった。

一方、地方公共団体においても、条例については川崎市（51年）、要綱については福岡県（48年）を始めとして環境影響評価の制度化が進められた。

こうした中で、昭和40年代以降に計画が具体化した苫小牧東部、むつ小川原等の大規模工業開発を中心とする地域開発計画については、その実施が環境に重大な支障を及ぼさないよう環境影響評価が実施されてきた。

また、大規模な国家プロジェクトに関しては環境影響評価を実施すべきとする観点から、閣議で決定された本州四国連絡橋児島・坂出ルート建設事業について環境影響評価が実施された。

このように、個別法、事業官庁による行政指導等の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続等による環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となってきた。このため、環境庁においては、54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度化を図られたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、環境影響評価の法制化を図るため、所要の調整を進めた。調整は難航したものの、政府・与党の調整の結果、56年4月、環境影響評価法案（以下「法案」という。）が国会に提出された。

しかし、法案については、衆議院環境委員会で審議が行われたものの採決には至らず、

その後継続審査を繰り返した後、昭和 58 年 11 月の衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案となった。また、法案の国会再提出も見送られることとなったため、当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和 59 年 8 月、「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、政府として法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価を実施することとなった。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきた。

平成 4 年に開催された国連環境開発会議では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになり、これを受け我が国では平成 5 年には環境基本法が制定された。同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられた。

・環境基本法 第 20 条 (環境影響評価の推進)

「国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。」

この環境基本法の国会審議の過程で法制化も含め環境影響評価制度の所要の見直しを検討する旨、宮沢総理大臣が答弁し、これを受け関係省庁の参加の下に環境庁に「環境影響評価制度総合研究会」を設け、環境影響評価制度を巡る諸課題毎に横断的、総合的に分析する作業を実施した。

平成 8 年 6 月にはこの研究会の報告が取りまとめられ、更に中央環境審議会の答申を平成 9 年 2 月に得て、同年 3 月に環境影響評価法案の政府案の閣議決定を行い、国会に法案が提出された。この法案は、同年 5 月 6 日に衆議院、同年 6 月 9 日に参議院で全会一致をもって可決成立し、同年 6 月 13 日に公布された。

表1 我が国における環境影響評価の経緯

47. 6. 6	公共事業における環境影響評価の実施を閣議了解	「各種公共事業等に係る環境保全対策について」閣議了解
7. 24	四日市公害訴訟判決	開発事業者に環境影響評価を行う注意義務があることを指摘
47～48	個別法改正等による環境影響評価の導入	港湾法・公有水面埋立法、瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定等
49. 7. 1	環境庁組織令の改正	環境庁の所掌事務に環境影響評価を明記
50. 12. 23	中央公害対策審議会へ諮問	環境庁長官から「環境影響評価制度のあり方について」諮問
51. 9	大規模工業開発に係る環境影響評価の実施の指針作成	環境庁「むつ小川原総合開発計画第二次基本計画に係る環境影響評価の実施についての指針」提示
10	初の環境影響評価条例の制定	「川崎市環境影響評価に関する条例」制定
52. 7. 4	通商産業省省議決定	通産省「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境審査の強化について」通達
53. 7. 1	建設事務次官通達	建設省「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」通達
54. 1. 23	運輸大臣通達	運輸省「整備5新幹線に関する環境影響評価の実施について」通達
4. 1	中央公害対策審議会答申	「環境影響評価制度のあり方について」答申
56. 4. 28	環境影響評価法案の閣議決定・国会提出（第94回国会）	
56～58	法案が国会で継続審議	
58. 11. 28	法案廃案となる（第100回国会）	衆議院の解散に伴い、審議未了・廃案
59. 8. 28	環境影響評価実施要綱を閣議決定	「環境影響評価の実施について」閣議決定
11. 21	手続きに関する共通的事項を決定	環境影響評価実施推進会議「環境影響評価実施要綱に基づく手続等に必要な共通的事項」決定
11. 27	調査等に関する基本的事項を決定	環境庁長官「環境影響評価に係る調査、予測及び評価のための基本的事項」決定
60. 1. 14	相当手続条例等の指定	環境庁長官「相当手続等（経過措置）に係

		る条例等」指定
3. 29～ 6. 5	対象事業の規模等の決定	主務大臣が環境庁長官に協議して対象事業の規模等を決定
4. 1～ 12. 12	基本通達等	国の行政機関が、環境影響評価実施要綱に基づき事業者に対して指導等を実施
12. 1～ 62. 12. 22	技術指針の策定	主務大臣が環境庁長官に協議して、対象事業の種類毎の技術指針を策定
5. 11. 19	環境基本法公布・施行	第 20 条環境影響評価の推進に関する規定を設ける
9. 6. 13	環境影響評価法公布	環境影響評価法が成立、公布

## 環境影響評価法の概要

### (1) 法律の骨子

#### ① 対象事業

道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象としている。更に、事業の規模に応じて以下の通り第1種事業、第2種事業を定めている。

「第一種事業」＝必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業

「第二種事業」＝第一種事業に準ずる規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業

#### ② 環境影響評価の手続

##### a 第二種事業についての判定

第二種事業については、当該事業の許認可等を行う行政機関が、都道府県知事に意見を聴いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかの判定を行う。

##### b 環境影響評価方法書の手続

対象事業を実施しようとする者（事業者）は、環境影響評価の項目及び調査等の手法について環境影響評価方法書を作成して、都道府県知事・市町村長・住民等の意見を聴き、具体的な環境影響評価の方法を定める。

##### c 環境影響評価準備書の手続

事業者は、事業の実施前に、環境影響の調査、予測及び評価並びに環境保全対策の検討を行って環境影響評価準備書を作成し、都道府県知事・市町村長・住民等の環境保全上の意見を聴く。

##### d 環境影響評価書の手続

事業者は、cを踏まえて、環境影響評価書を作成する。

環境影響評価書について、環境庁長官は、必要に応じ許認可等を行う行政機関に対し環境の保全上の意見を提出し、許認可等を行う行政機関は、当該意見を踏まえて、事業者に環境保全上の意見を提出する。

事業者は、これらの意見を踏まえて、環境影響評価書を補正する。

#### ③ 準備書・評価書等の内容（閣議決定要綱と比較した主たる改善点）

調査等の対象となる環境は、環境基本法の環境全般である（公害の防止等に限定しない）。

環境保全対策の検討経過、及び当該措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、事業着手後の調査等を準備書等の記載事項とする。

#### ④ 許認可等における環境保全の審査

許認可等を行う行政機関は、対象事業の許認可等の審査に当たり、環境影響評価書に基づき、対象事業が環境保全に適正に配慮されているかどうかの審査を行う。

#### ⑤ 施行期日

本法は、平成11年6月12日に施行される。

ただし、目的、定義（第一種事業、第二種事業等の規模要件を定める政令を含む。）、環境庁長官が定める基本的事項は、平成9年12月12日に、主務官庁が定める各種指針（第二種事業の判定基準・環境影響評価の項目の選定・環境の保全のための措置）、方法書の手続に係る総理府令・主務省令、経過措置に係る相当書類の指定・公表の規定、法律の施行前に方法書の手続を行うことができる旨の規定は、平成10年6月12日に施行された。

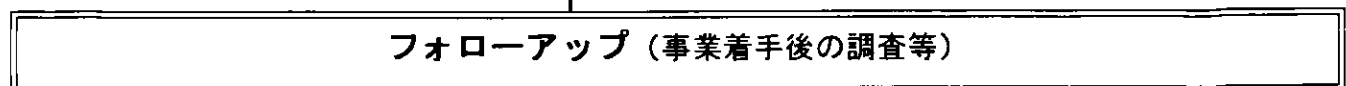
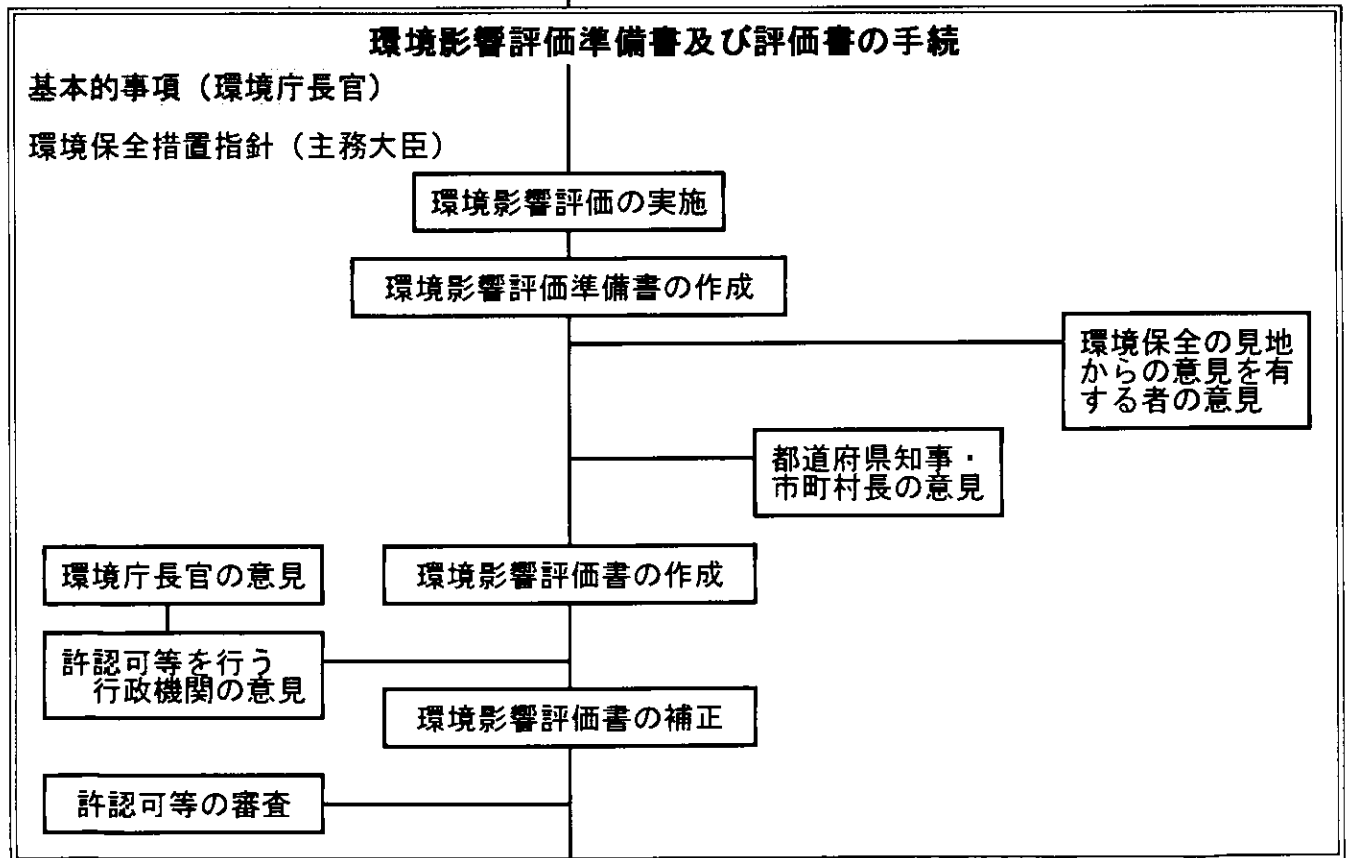
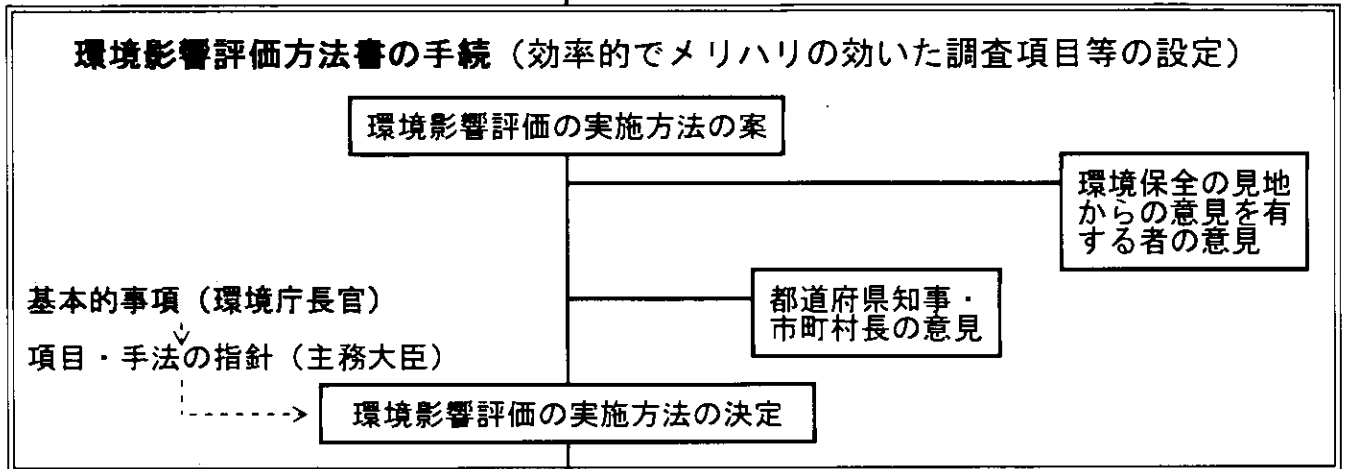
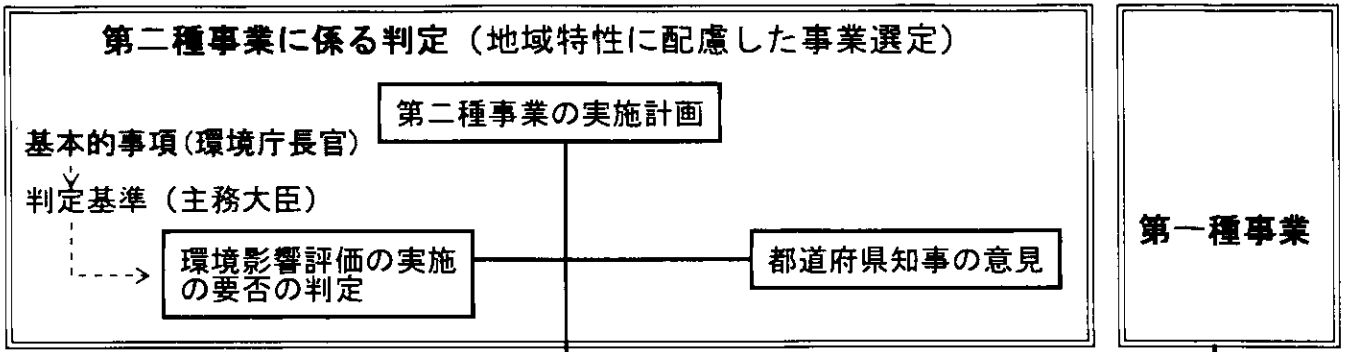
### (2) 閣議決定要綱から環境影響評価法への主要な改善点

環境影響評価法では、従来の閣議決定要綱をベースとしつつ、新たな要素を導入している、具体的には、以下の点が挙げられる。

- 評価の項目が環境基本法で対象とする環境領域全般に拡大。
- 発電所、在来線鉄道、大規模林道などについて新たに対象事業とし、対象事業を拡大。  
ダムの規模要件の裾下げ(200ha→100ha)。
- 必ず環境影響評価を行う事業規模に満たない事業であっても一定規模以上のもの(第2種事業)については、環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組み(スクリーニング)の導入。
- 調査予測等の方法について意見を求める仕組み(スコーピング)の導入。
- 意見提出者の地域限定の撤廃。
- 意見提出の機会を方法書と準備書の段階の2回とし、住民参加の機会を拡大。
- 環境保全のための措置の検討の経緯の記述、委託先名称の記述、事後調査に係る記述など、準備書の記載事項の充実。
- すべての対象事業についての環境庁長官の意見を提出。
- 環境庁長官の意見、免許権者の意見を受けて、事業者が評価書を再検討・修正。必要に応じて環境影響評価を再実施。
- 評価書が公告された事業や法律施行前に免許等を受けた事業でも、事業者は環境影響評価の再実施が可能。
- 手続の各段階で地方公共団体の意見提出の機会を設けるとともに、対象事業・第2種事業以外はもとより、対象事業・第2種事業についても地方公共団体における手続きについては、法律の規定に反しない限りで、条例で必要な規定を定めることができる。

環境影響評価法の手続の流れ

国 事業者 地方公共団体 国民



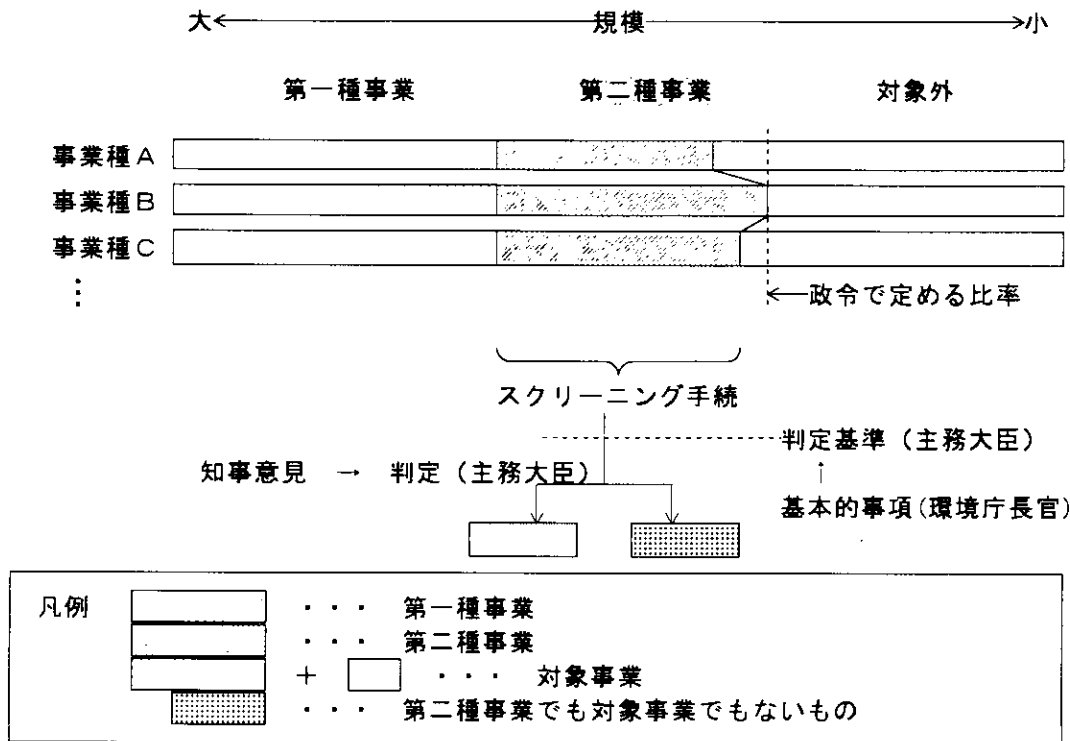


(3) 第二種事業の判定

第二種事業の判定（スクリーニング）とは、必ず環境影響評価を行わしめる一定規模以上の事業（第一種事業）に準ずる規模を有する事業（第二種事業）について、個別の事業や地域の違いを踏まえ環境影響評価の実施の必要性を個別に判定する仕組みである。

第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の許認可等を行う行政機関（許認可等権者）に、事業の実施区域や概要を届け出る必要がある。

当該行政機関は、都道府県知事に意見を聴いて、事業内容、地域特性に応じて環境影響評価を行わしめるかどうかを判定することとなる（下図参照）。



◎環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

第四条（略）

2（略）

3 第一項各号に定める者は、前項の規定による都道府県知事の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとらなければならない。

一 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。

二 この法律（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、届出をした者及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事）に通知すること。

4～8（略）

9 第三項の主務省令は、第二種事業の種類及び規模、第二種事業が実施されるべき区域及びその周辺の区域の環境の状況その他の事情を勘案して判定が適切に行われることを確保するため、判定の基準につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環

環境庁長官に協議して定めるものとする。

- 10 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、前項の規定により主務大臣（主務大臣が総理府の外局の長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

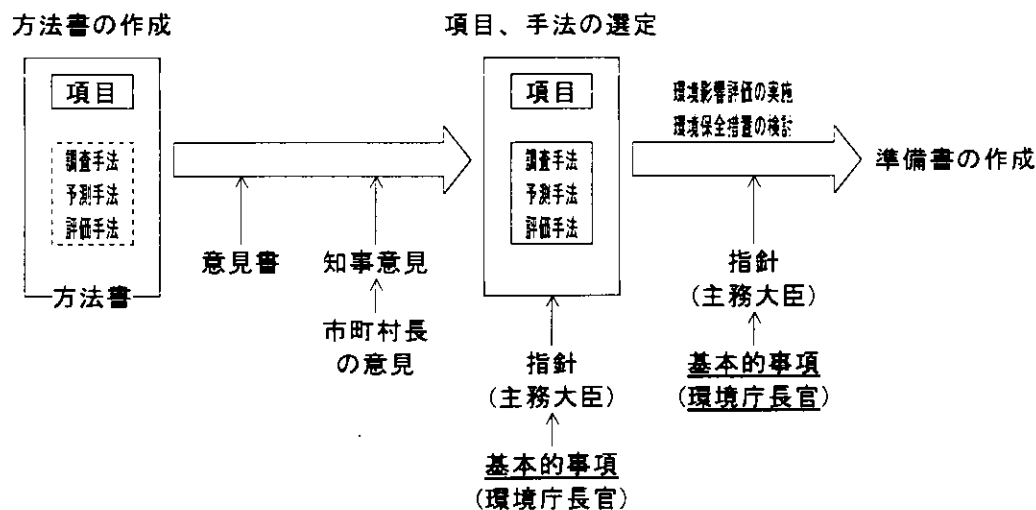
#### (4) 環境影響評価項目等の選定の指針及び環境保全のための措置

事業者は、環境影響評価手続に係る調査を開始するに当たって事業に関する情報や実施しようとする調査等に関する情報を地方公共団体や住民・専門家等に提供し、意見を幅広く聴いて、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の設定を個別に判断するというスコーピングの手続を行う。

事業者は、スコーピング手続において提出された、都道府県知事の意見や環境の保全の見地から意見を有する者の意見を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、これに基づいて環境影響評価（調査、予測、評価、環境保全措置の検討等の実施）を実施する。

事業者は、調査、予測、評価を行いつつ、環境保全のための措置を検討し、講ずることとした措置とそこに至った検討の状況を準備書に記載する。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するための指針、環境保全のための措置に関する指針については、環境庁長官が基本的事項を定め、これに基づき、主務大臣が環境庁長官に協議して省令で定める。



◎環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（環境影響評価の項目等の選定）

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勸案するとともに、第八条第一項の意見に配意して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 （略）

3 第一項の主務省令は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十四条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針につき主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が環境庁長官に協議して定めるものとする。

（環境影響評価の実施）

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の主務省令について準用する。この場合において、同条第三項中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」とあるのは、「環境の保全のための措置に関する指針」と読み替えるものとする。

（基本的事項の公表）

第十三条 環境庁長官は、関係する行政機関の長に協議して、第十一条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣（主務大臣が総理府の外局長であるときは、内閣総理大臣）が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

（準備書の作成）

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一～六 （略）

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ ロに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

ニ （略）

八 （略）

2 （略）

（評価書の作成）

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勸案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一・二 （略）

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 （略）

(評価書の再検討及び補正)

第二十五条 事業者は、前条の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもの以外のもの 第十一条第一項及び第十二条第一項の主務省令で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2・3 (略)

◎環境基本法(平成五年法律第九十一号)(抄)

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(5) 環境影響評価法の対象事業

環境影響評価の対象となる第1種事業、第2種事業は、政令で下表のとおり定められている。在来線鉄道には、旧国鉄以外のいわゆる「民間鉄道」が含まれること、発電所には電力会社以外のものが設置する自家発電も含まれることに留意する必要がある。

表1-2 環境影響評価法の対象事業

事業の種類	第1種事業の規模	第2種事業の規模
1 道路（大規模林道を新規追加。）		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路等	4車線以上のもの全て	—
一般国道	4車線10km以上	7.5km以上10km未満
大規模林道	2車線20km以上	15km以上20km未満
2 河川（二級河川に係るダム、工業用水堰、灌漑用水堰、上水道用堰を追加、規模の引き下げ）		
ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満
堰		
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満
放水路		
3 鉄道（普通鉄道、軌道（普通鉄道相当）を新規追加。）		
新幹線鉄道（規格新線を含む）	すべて	
普通鉄道（地下化、高架化を含む）	10km以上	7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）		
4 飛行場	滑走路長2500m以上	1875m以上2500m未満
5 発電所（新規追加、自家発電、卸供給を含む。）		
水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上3万kw未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万kw以上	11.25万kw以上15万kw未満
火力発電所（地熱）	出力1万kw以上	7500kw以上1万kw未満
原子力発電所	すべて	—
6 廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満
7 公有水面埋立及び干拓	50ha超	40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		
10 工業団地造成事業		
11 新都市基盤整備事業		
12 流通業務団地造成事業		
13 宅地の造成の事業（工業団地を含む。）		
環境事業団		
住宅都市整備公団		
地域振興整備公団		
港湾計画	埋立・掘込み300ha以上	—

(6) 基本的事項の骨子

基本的事項は、環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第九項の規定により主務大臣が定めるべき「第二種事業の判定の基準」（以下「判定基準」という。）、法第十一条第三項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」（以下「環境影響評価項目等選定指針」という。）並びに法第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき「環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）に関する指針」（以下「環境保全措置指針」という。）に関する基本となるべき事項について定めるものである。

基本的事項の基本的な考え方は、次の3点である。

- ・どのような項目・手法で行うかはメリハリを付け個別に判断する。

- ・スクリーニング、スコーピング、準備書等と段階を踏みながら事業計画の熟度を高めていく。
- ・データや根拠を明示し誰でもチェックできるようにする。

基本的事項において、以前の閣議決定要綱の基本的事項と比較し、新たに盛り込まれた主要な事項は以下の通りとなっている。

### ①スクリーニング

a. 第2種事業の判定基準として、事業内容に基づく判定基準及び環境の状況等に基づく判定基準が定められた。前者については、規模が小さい事業であっても個別の事業の特性から判断し環境影響の著しい事業、単独では規模が小さいが一体的に行われることにより全体として環境影響の程度の著しくなるおそれのある関連事業がある場合等を環境影響評価の対象となるよう判定基準を定めることとした。後者については、規模が小さい事業であっても、汚染物質が滞留しやすい地域・住居専用地域・干潟等の環境影響を受けやすい地域、自然公園等の環境法令に指定された地域、環境が現に悪化しているか悪化のおそれが高い地域に立地する事業であるかどうかにより環境影響評価の対象に取り込むことが明らかにされた。

### ②対象範囲

a. 環境影響評価の対象項目が環境基本法の規定に対応して広がり、温室効果ガス、廃棄物、生態系、人と自然との豊かな触れ合いの場（日常的なものも含む。）といった新たな項目が追加されるとともに、大気、水、土壌等の環境媒体別の環境項目の各々に「その他」の区分が設けられ、典型7公害を列挙していた従来の基本的事項ではカバーされなかった、種々の環境項目を対象とし得るようになった。

b. 生態系の調査・予測・評価は、生態系の特性に応じ上位性、典型性、特殊性の視点から注目種を複数選択し、これらの生態、他の生物との相互関係、生息・生育環境の状態等を把握することにより新たに行うこととした。

c. 環境項目間の相互影響についても検討することとした。

d. 「環境への負荷」に区分される項目を設け、廃棄物等、温室効果ガス等については環境への負荷の程度（発生量等）を把握することにより調査・予測・評価を行うこととした。

### ③実施方法

a. 主務大臣は、一般的な事業の内容を踏まえつつ標準項目を技術指針に示し、これを参考に個別の事業の環境影響評価の項目は事業特性、地域特性に関する情報等により適切に追加、削除できることとしたこと。また、事業特性、地域特性に応じて調査、予測、評価の手法についても重点化、簡略化を図ることとした。

b. 調査については、調査の地点、時期は特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえること、適切な調査期間を設定すること、長期間の観測データのあるものについては異常年検定を行うこと、調査の前提条件、地域設定の妥当性等を明らかにすることとした。

c. 予測に当たっては、特に影響を受けるおそれがある地点、影響を的確に把握できる時期を対象に予測を行い、また、供用後予測時点までの間で状況の大きく変わるものについては中間的な時期での予測を行うこと、予測地域の設定、使用した原単位、パラメータ選定の妥当性を地域の状況に照らし明らかにすること、バックグラウンド設定の考え方を明らかにすること、予測の不確実性を整理するなど定めた。

d. 評価は、回避、低減の観点からの評価、環境保全施策との整合性の観点からの評価を行うこととし、回避、低減の観点からの評価は、複数案の比較検討、実行可能なよりよい技術の導入の観点等の

方法により行うこととした。

e. 調査、予測、評価を項目ごとに行うことにより、調査、予測、評価の間の連携を強化した。

f. 環境影響評価の実施中に新たな事実が判明した場合には、追加調査等を行うよう留意することとした。

#### ④環境保全措置

a. 環境保全措置は、まず、環境影響の回避、低減を検討し、その結果に応じて代償措置を検討することとし、代償措置の検討は損なわれる環境と創出される環境の種類、内容を比較して行うこととした。

b. 予測・評価の不確実性に依り事後調査の必要性を検討するとともに、事後調査の項目、手法、結果に応じた対応の方針、事後調査の公表等を明らかにすることとした。

#### ⑤その他

a. 基本的事項及び技術指針は科学的知見を踏まえ、随時改訂し、また、基本的事項は5年程度ごとに見直しを検討することとした。

## (7) 基本的事項・主務省令の概要

### ① 判定基準

環境影響評価法で新たに導入されたスクリーニングの手続を適切に実施するために、主務大臣がスクリーニングにおける判定基準を定めるに当たっての基本的事項を定めている。判定基準は、事業の概要、判定者が入手可能な自然的社会的情報に基づき客観的に判定できるものとされ、事業特性、地域特性の二つの観点から事業種ごとに判定基準を定めることとしている。具体的には、主務省令において事業種ごとに以下の通り定められている。



表 1-3 事業種別判定基準一覧表

※ ○が判定基準として採用

内容	事業種	道	林	ダ	湖	放	鉄	飛	水	火	地	処	埋	面	事
		路	道	ム	沼	水路	道	行	力	力	熱	分	立	整	業
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業特性	環境に及ぼす影響が大きい技術、工法等を用いること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われること	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
弱い地域	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域							○		○	○				○
	閉鎖性の高い水域			○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な施設又は地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生息地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他環境要素に係る影響を受けやすい対象	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	○
守るべき地域	大気汚染防止法の指定地域	○						○		○		○			○
	自動車NOx法の特定地域	○							○		○				○
	幹線道路の沿道の整備に関する法律の沿道整備道路	○						○	○	○	○				○
	水質汚濁防止法の指定水域又は指定地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼又は指定地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	瀬戸内法の瀬戸内海又は関係府県の区域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	自然公園法の国定公園又は都道府県立自然公園の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の自然遺産の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律の近郊緑地保全区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森林法の保安林の区域		○												
	都市緑地保全法の緑地保全区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	種の保存法の生息地等保護区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の鳥獣保護区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ラムサール条約の湿地の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水産資源保護法の保護水面の区域		○							○	○	○			○
	文化財保護法の名勝又は天然記念物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古都法の歴史的風土保存区域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市計画法の風致地区の区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他環境保全を目的とした法令等の指定地域等	○	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	
悪い地域	環境基準（S02）未達成地域									○					*1
	環境基準（NO2）未達成地域	○							○		○				○
	環境基準（SPM）未達成地域	○								○					○
	環境基準（BOD、COD、T-N、T-P）未達成地域			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	環境基準（騒音）未達成地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	騒音規制法の要請限度超過地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振動規制法の要請限度超過地域	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地盤沈下発生地域					○	○	○					○		○
その他環境が既に著しく悪化している地域等	○	○	○	○	○	○	○	○	◇	◇	◇	○	○	○	

(注) \*1 (面整備事業におけるS02の環境基準未達成地域) : 工業団地造成事業のみ○

◇ : 地方公共団体の調査・条例等に基づき同趣旨の判定を行うもの。

## ②環境影響評価項目等選定

環境影響評価法で新たに導入された、スコーピング手続及び調査・予測・評価の適切な実施のために、主務大臣は基本的事項に沿って環境影響評価項目等選定指針を定める。

主務大臣は、対象事業の種類ごとに、一般的な事業の内容を念頭において調査・予測・評価の標準的な項目及び標準的な手法を定めることができるとされており、事業者は個別の事業の事業特性、地域特性及び方法書手続により得られた情報等を考慮して標準手法、標準項目に検討を加え、環境影響評価を実施することとなる。

各事業の具体的な標準項目は、次表のとおりである。



②環境影響評価項目等選定

環境影響評価法で新たに導入された、スコーピング手続及び調査・予測・評価の適切な実施のために、主務大臣は基本的事項に沿って環境影響評価項目等選定指針を定める。

従来の環境影響評価書では、調査・予測・評価は、調査結果をまず各項目ごとに示し、章を改め予測を各項目ごとに示し、最後にまとめて評価を各項目ごとに行っているが、基本的事項では、各項目ごとに調査・予測・評価を一体的に整理することで、調査、予測、評価の間での連携・対応関係をわかりやすく示すこととしている。

主務大臣は、対象事業の種類ごとに、一般的な事業の内容を念頭において調査・予測・評価の標準的な項目及び標準的な手法を定めることができることとされており、事業者は個別の事業の事業特性、地域特性及び方法書手続により得られた情報等を考慮して標準手法、標準項目に検討を加え、環境影響評価を実施することとなる。

a. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の範囲基本的事項で、下表の通りさだめられている。

環境要素の区分	影響要因の区分		工事	存在・供用
	細区分			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質		
		騒音		
		振動		
		悪臭		
		その他		
	水環境	水質		
		底質		
		地下水		
		その他		
	土壌環境 その他	地形・地質		
		地盤		
		土壌		
その他				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物			
	動物			
	生態系			
人と自然との豊かな触れ合い	景観			
	触れ合い活動の場			
環境への負荷	廃棄物等			
	温室効果ガス等			

環境影響評価の項目は、環境基本法14条に規定される環境保全施策の範囲のものであり、従来は典型7公害及び貴重な自然等を限定列挙していたものに比較し、広く環境事象を対象としている。具体的には、大気環境では、大気質、騒音、振動、悪臭の他に「その他」の項目を設け、風害、低周波空気振動等の大気や空間に係る環境項目が広く読みとれるようにされている。水環境についても同様に、「その他」の項目で温排水や河川流量等が、「その他」の「その他」としては、日照阻害、光害等が含まれることとなる。

自然環境についても、「生態系」が新たな項目として追加されるとともに、動植物についても従来の「貴重な」ものだけでなく自然環境の体系的保全や生物多様性の保全の観点から評価していくこととなる。また、従来の「野外レクリエーション地」が「触れ合い活動の場」に変更され、里山等の身近な自然も評価項目として含まれることとなった。

また、廃棄物、温室効果ガスの発生等の環境の状態の予測・評価になじまない項目についても負荷段階で評価する項目として評価対象項目に新たに加えている。

更に、主務大臣は、事業種ごとに一般的な事業の形態を踏まえ、環境要素の細区分、影響要因の細区分を定める。具体的には、工事資材の運搬、地盤工事等の「工事」、埋立地等の「存在」、高速道路の供用後の自動車交通等の「供用」に各々に係る影響要因の細区分を定め、当該影響要因の細区分を念頭に置きつつ法令等における基準・目標の設定状況、環境影響の重大性等を考慮して、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>等の表の環境要素の細区分を定めることとなる。また、影響要因の細区分ごとに調査・予測・評価の対象とする環境要素の細区分のどれが該当するかも欄に○印を付けるなどにより示すこととなる。

各事業種ごとの具体的な標準項目は、次表のとおりである。

事業種別標準項目一覧表

※：影響要因は細区分別ではなく、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の別にグルーピングして示している。

事業種別	事業の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
	林道	ダム	湖沼	湖沼	林道	ダム	湖沼	湖沼		
環境要素の区分 天然環境 環境要素の良好な状態の保持	事業の種類				事業の種類					
	大気質									
	大気環境 温室効果ガス等	温室効果ガス等								
		酸性雨								
		浮遊粒子状物質								
	水環境	騒音								
		振動								
		悪臭								
	その他 動物 植物 生態系 人と自然との関わり合い 環境への負荷	水質								
		水環境 水の汚れる水の濁り	水の汚れ							
			土砂による濁り							
			有害物質							
		底質	底質							
			底泥に係わる項目							
			水質イオン濃度							
		地下水								
		その他 地形及び地質 地盤 その他	地下水の水位							
地下水の塩素イオン濃度										
流向及び流速										
温泉										
動物 植物 生態系 人と自然との関わり合い 環境への負荷		重要な地形及び地質								
	地下水位低下による地盤沈下									
	地盤変動									
	日照調査									
	重要な種及び注目すべき生態系									
生物の多様性及び自然環境の体系的保全 人と自然との関わり合い 環境への負荷	重要な種及び重要な群落									
	地域を特徴づける生態系									
	主要な眺望点及び景観資源並に									
	主に主要な眺望景観									
	人と自然との関わり合いの活動の場									
	廃棄物									
	建設工事に伴う副産物									

(注) \*1: 工業団地造成の場合のみ「○」

\*2: 地域振興整備公団関連（通産省所管の工業団地）の事業のみ「○」

## b. 重点化・簡略化

事業者は主務大臣が事業種ごとに示す標準的な調査・予測・評価の項目・手法を出発点として、事業特性、地域特性等を考慮して、調査・予測・評価の重点化、簡略化を行い、メリハリが効いた、ポイントのわかりやすい環境影響評価を設計することが必要である。

簡略化とは、調査・予測・評価の項目を一部省略すること、調査・予測・評価の手法を簡易な方法にすることである。環境影響評価の準備書等において事業特性、地域特性から考えて重要な評価に費用や時間を十分かけるとともに、評価のポイントを一般に理解しやすくするためには、環境影響要因としての重要性の小さい項目については簡略にまとめ、メリハリを付けることが重要である。

このような観点から、事業特性、地域特性から考えて環境への影響が極めて小さいことが明らかな項目や手法は、簡略化することができる。

重点化には、調査・予測・評価の項目の拡充に加え、事業による特に重要な環境影響項目については標準手法に比較し更に充実した調査、予測、評価を実施することが含まれる。例えば、汚染物質の滞留しやすい地形条件のところで大きな環境負荷を持つ事業を立地する計画の場合には、こうした条件を考慮し得る予測手法を用いるなど、第2種事業の判定条件で示されたような条件のところで、当該、該当項目について、より詳細な手法により調査・予測・評価の重点化を行う必要がある。

なお、環境影響評価の実施中に環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等には、必要に応じて柔軟に調査・予測・評価の項目及び手法を見直し、又は追加的に調査・予測・評価を行うよう留意すべきことが定められている。

また、対象とする項目別に調査・予測・評価の結果を一貫して整理するとともに、項目別に実施された調査・予測・評価の結果の概要を一覧できるように取りまとめ、例えば、遮音壁の設置による景観や日照に対する影響、水質保全と水生生物の関係等の項目間の相互関係についても検討を加え、総合的に環境影響を評価すべきことが定められている。

調査・予測・評価に最新の知見を導入し、また、調査・予測・評価の客観性、科学性を向上させるためにも、環境影響評価の項目・手法を検討し、また、更に調査等を実施する段階においても、必要に応じて専門家等の助言が得られるような体制を作ることが望ましい。環境影響評価の作業の早い段階から客観性、科学性の観点からのチェックを行うことにより、より円滑な環境影響評価の手続の実施を期することができよう。